

質問と回答（成田市被保護者就労支援事業）

NO	該当資料	質問事項	回答
1	(様式7) 見積書	見積書の経費内訳書を見ると、消費税の算出が運営費のみからの算出となっておりますが、通常は、人件費を含めた金額に対して消費税を算出して加算いたします。ご見解をいただきたい。	給料・職員手当等・共済費の区分が運営費において必要であれば、適宜、区分を追加して記載してください。 なお、委託業務に関しては、課税対象となると考えています。